○農林水産省告示第千五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町相去字イツノ谷山六〇一の一、字セイモト山六〇七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町仕出原字小西川七〇五の六から七〇五の一六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大道字大ヒラ一三五九の二、一三五九の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京商品取引所から上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可の申請書の提出があったので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年七月五日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　商品市場を開設する者

株式会社東京商品取引所

二　上場商品

イ　範囲の変更前　ゴム（くん煙シートをいう。）

ロ　範囲の変更後　ゴム（くん煙シート及び技術的格付けゴムをいう。）

三　公示することとなった事由

商品先物取引法第百五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京商品取引所から既上場商品であるゴムの範囲に、技術的格付けゴムを追加する旨の業務規程の変更の認可の申請書の提出があったため。

○経済産業省告示第百三十四号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十九年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書Aのグループ1、議定書附属書Aのグループ2、議定書附属書Bのグループ1、議定書附属書Bのグループ2、議定書附属書Bのグループ3、議定書附属書Cのグループ1、議定書附属書Cのグループ2、議定書附属書Eのグループ1に属する物質の生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。）並びに輸入量及び輸出量の議定書第一条7に規定する算定値（オゾン破壊係数を乗じた数値）の実績を告示する。

平成三十年七月五日

経済産業大臣　世耕　弘成

1　議定書附属書Aのグループ1に属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

2　議定書附属書Aのグループ2に属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

3　議定書附属書Bのグループ1に属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

4　議定書附属書Bのグループ2に属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

5　議定書附属書Bのグループ3に属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

6　議定書附属書Cのグループ1に属する物質

一　生産量　百五十一トン

二　消費量　百七十八トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　三十トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　二トン

7　議定書附属書Cのグループ2に属する物質

一　生産量　0トン

二　消費量　0トン

三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン